

# 『江談抄』 「朱雀門鬼盜」取玄上「事」。注釈

廣 田 收

(一) はじめに

群書類従本『江談抄』一五四条に、「朱雀門鬼盜」取玄上「事」。という条がある。

玄上昔失了。不知<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所在。仍公家為<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>件琵琶。被<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>法  
二七日之間。從<sub>レ</sub>朱雀門樓上<sub>レ</sub>頸仁付<sub>レ</sub>繩天漸降云々。是則朱雀  
門鬼盜取也。而依<sub>レ</sub>修法之力<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>頸也云々。<sup>①</sup>

この条は、「昔」「云々」という語でくくられる前半、  
玄上昔失了。不知所在。仍、公家、為求得件琵琶。被修法二七  
日之間。從朱雀門樓上、頸仁付繩天漸降云々。

と、「是則」「也云々」という語でくくられる後半、  
是則、朱雀門鬼盜取也。而依修法之力、所頸也云々。  
とに分けることができる。この条に注釈と考察を加えたい。

(二) 「玄上」のこと

『江談抄』は、一五二条「琵琶。」に、  
玄象。牧場。井手。渭橋「一名為堯。」木絵。元興寺。小琵琶。  
無名。

と琵琶の名を列挙する。ここに「玄象」とある。一五四条の「玄  
上」と「玄象」とは表記が異なる。これは流布と編纂過程の問題で  
あるのが、『古本系江談抄注解』も指摘するように、同一の琵琶を  
さすとみてよい。一五二条からみれば、「玄象」は琵琶の第一に挙  
げられている。その理由については、『江談證注』は、「琵琶の名器の  
筆頭。伝来、命名の由来、撥面の絵などについては諸説があつて一  
定しない。」という<sup>③</sup>。「玄象」の名は、『江談證注』の指摘するよう  
に、『枕草子』にみえる。「御前にさぶらふ物は、御琴も御笛も、み

な珍らしき名つきてぞある。玄上、牧場、井手、涓橋、無名など。<sup>④</sup>とある。ここにおける関心は、「御琴」や「御笛」につけられた「珍らしき名」に向けられている。御前に珍しき名をもつ楽器が集まっていることに、中宮の繁栄をみるのである。

いずれにしても、この琵琶は名のあるものであることが知られる。『江談抄』は、一五三条「玄象牧場本縁事。」で次のようにいう。

予問。玄象牧場、元者何時琵琶哉。答云。玄象牧場者、延喜聖主御琵琶歟。伴御時。琵琶上手、玄上ト云モノアリ云々。予又問云。然者依件名、令付歟。被命云。委不覺也。

とある。この条では、「玄象」の伝来について、「延喜聖主御琵琶歟」とされている。その名の由来は委細はわからないとされる。

この琵琶が、「延喜聖主」にかかわることは重要である。これを「修法」によって探そうとする理由である。

この琵琶のことは、『今昔物語集』二四卷「玄象琵琶為鬼被取語第二四」にもみえる。

今ハ昔、村上天皇ノ御代ニ、玄象ト云フ琵琶俄ニ失ニケリ。此ハ世ノ傳ハリ物ニテ、極キ公財ニテ有ルヲ、此失ヌレバ、天皇極テ歎カセ給テ、「此ル止事无キ傳ハリ物ノ、我が代ニシテ失ヌル事」ト思シ歎カセ給モ理也。<sup>⑤</sup>

とある。ここでは、「玄象」を「世ノ傳ハリ物」という。さらに、

それが失せたのは、村上天皇の御代であるとする。このことについて、本田義憲氏は、

村上天皇の時に玄象が失せたという伝承は『今昔物語集』のみ。

『糸竹口伝』には一条天皇の寛弘の頃とする。村上天皇は文徳

天皇と並んで管絃の後主と呼ばれ（『文机談』）、箏・笙・琵琶

・笛・箏・箏に通じていたというから、説話的には玄象とも結び

つきやすかつたのであろう。<sup>⑥</sup>

と論じている。『江談抄』では「延喜聖主御琵琶」とし、『今昔物語集』では、そのことに触れず、失われたのが村上天皇の時という。

ここに、両者の視点の違いがみとめられるが、「玄象」が延喜から天曆の御代に至る時代において、名のある物とされたことは確認しておいてよい。『枕草子』もまた、『今昔物語集』あるいは『江談抄』等にさががけて、一条天皇の御代から延喜天曆の御代を讃仰しているとみられる。村上天皇が楽を好むことは『大鏡』にもみえる。

宣耀殿女御芳子に対して、「みかど箏のことをめでたくあそばしけるも、御心に入れてをしへなど<sup>⑦</sup>」したとあり、「よのなかのかしこきみかどの御ためし<sup>⑧</sup>」として伝えられている。玄象と村上天皇との結びつきが『古事談』にみえることについても、すでに指摘がある。<sup>⑨</sup>『江談抄』一五四条の説話も、この琵琶と延喜天曆の時代と結合させているといえる。すなわち、「聖主」とされるように、聖代のこ

とを名のある楽器のこととして表現しているといえよう。

(三) 「修法」のこと

① 「修法」とは何か。臨時の修法は、史書によると、次のようである。<sup>10)</sup>

① 庚辰。請三百僧於大極殿。転読大般若経。亦分卅僧於真言院。修法。五箇日間。諸司潔斎。為攘物怪也。

〔統日本後紀〕仁明天皇、承和十年八月廿四日、一六一頁）  
目的は「物怪」を「攘」うため。

② 己酉。請名僧八人於書堂。限七七日令修法。

〔日本文徳天皇実録〕天安元年九月十五日、一〇二頁）  
直前の九月九日の記事に、天皇は南殿に出御せず、詩は賦されたが樂は奏されなかった。それは「縁旱雲不霑秋稼為害也。」とあることに関連する。目的は、祈雨と秋の收穫を願うため。

③ 是日。於東宮雅院始修法。限以二十二日。

〔日本三代実録〕清和天皇、貞観元年六月廿三日、三四頁）  
東宮の守護を願うものか。

④ 廿二日丁巳。延屈六十僧於内殿。限以三日。転読大般若経。卅僧修法限七日訖。(同、貞観四年十月、九六頁)  
九月十七日の記事に「京師人家井泉皆悉枯渴」し、「勅開神泉

苑西北門。聽諸人汲水」したとある。季の御読経とともに、修法がなされた。目的は祈雨か。

⑤ 廿一日甲申。停内宴。以天下患咳逆病也。於雅院修法。限以七日。(同、貞観五年正月、一〇四―五頁)

目的は「咳逆病」の流行を防ぐため。

⑥ 七日庚子。於内殿修法。限七七日。(同、貞観五年二月、一〇五―六頁)

正月廿七日の記事に、「賑給京師飢病尤甚者」とあり、昨年冬以来「咳逆」のため「死者甚衆矣」ということがみえる。目的は「咳逆病」の流行を防ぐため。

⑦ 廿一日辛巳。於神泉苑修法。限七日訖。(同、貞観五年八月、一六六頁)

五月廿日の記事に神泉苑御霊会を修している。目的は、怨霊を鎮めるためか。

⑧ 廿七日甲辰。延僧七口於内殿裏修法。(同、貞観七年十一月、一六七頁)

去る八月廿一日の記事に陰陽寮の言により、天皇は来たる十一月に内裏に遷御することになっているが、今年天皇は乾の方角、東宮から内裏の方角が悪いという。十月廿七日の記事にも遷御に際して「予鎮之」のため大般若経転読があった。十一月四日の記事に伊

勢神宮以下に奉幣し「告以天皇遷御内裏也」するとともに仁寿殿に遷御。目的は天皇の居所を鎮めるため。

⑨ 十八日己巳。大極殿読経。神泉苑修法。更延二日。未得快澍。  
(同、貞観十七年六月、三六三頁)

目的は、祈雨。

⑩ 廿六日戊辰。於仁寿殿修法。限三日訖。

(陽成天皇、元慶元年二月、三九五頁)

直前の廿三日の記事に伊勢神宮に天皇即位と齋内親王の卜定を告している。廿四日の記事の告文に「天皇朝廷波平久無事久有之」という。後日廿九日の記事に、天皇は東宮から仁寿殿に遷御。同日の記事に、陰陽家の「鎮新居之法」も行われている。目的は天皇の居所を鎮めるためか。

⑪ 十一日己卯。延屈名僧於清涼殿始修法。限七日訖。以天皇聖體垂予未就平善也。(同、元慶元年八月、四一〇頁)

八月朔の記事以来天皇は不例である。目的は天皇の病氣平癒のため。

⑫ 五日癸卯。於内裏。限以五日。結果修法。(同、元慶元年九月、四一一頁)

八月廿五日の記事に大嘗祭のため「祓除境内内穢惡」している。目的は天皇の居所である内裏を鎮めるため。

⑬ 十八日丁丑。屈延曆寺座主伝灯大法師位円珍。内供奉十禪師伝灯大法師位承雲等廿二僧。於清涼殿修法。限三日訖。

(同、元慶三年四月、四五一頁)

三月廿三日の記事「淳和太皇太后崩」以後、諸事停止している。

後日四月廿二日の記事に天皇は、弘徽殿から清涼殿に遷御している。

目的は天皇の居所を鎮めるためか。

⑭ 廿四日乙卯。延廿僧於仁寿殿修法。限五日訖。

(同、元慶八年二月、五五二頁)

天皇の即位に伴い、後日廿八日の記事に天皇は寿殿に遷御。目的は天皇の居所を鎮めるためか。

これらの修法の目的を分類すると、

① 物性退散

② 祈雨・豊饒

③ 東宮守護

④ 咳逆病の防止

⑤ 怨霊の鎮魂

⑥ 天皇の居所の鎮め

⑦ 内裏の鎮め

⑧ 天皇の病氣平癒

⑨ ⑩ ⑬ ⑭  
⑪  
⑫  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒  
㉓  
㉔  
㉕  
㉖  
㉗  
㉘  
㉙  
㉚  
㉛  
㉜  
㉝  
㉞  
㉟  
㊱  
㊲  
㊳  
㊴  
㊵  
㊶  
㊷  
㊸  
㊹  
㊺  
㊻  
㊼  
㊽  
㊾  
㊿  
ということになる。また、御修法の行われる場所は、

『江談抄』「朱雀門鬼盜取玄上事。」注釈

内裏 ⑫、清凉殿 ⑪⑬、内殿 ④⑥、内殿裏 ⑧、仁寿殿  
⑩⑭、(東宮) 雅院 ③⑤、書堂 ②、真言院 ①  
である。また、

神泉苑 ⑦⑨

もある。

このように、修法は、臨時には、真言院の他、それぞれの目的に  
応じて、関連する内裏内の殿舎や、神泉苑においても行われた。右  
に掲げた史書の事例はいずれも、場所と目的からみて「公家」の  
「修法」である。これらは「奉為国家」を基本とする。これに対し  
て、『江談抄』一五二条にいう「修法」は、必ずしも「奉為国家」  
を直接の目的とするものではない。

「修法」の具体的なありかたに関しても、「奉為国家」を目的とす  
るものと異なるといえよう。すなわち、御修法のうち、正月八日か  
ら真言院で行われる、いわゆる「後七日の御修法」とは異なる。  
「後七日の御修法」は、『延喜式』によると、「真言法」と「大元帥  
法」である。『新儀式』「御修法事。」によると、藏人によって進め  
られる。内藏寮が担当する。祈禱を終えてのち、結願の日、阿闍梨  
が加持を行う。<sup>⑬</sup>

「御修法」は、『拾芥抄』に列挙するところである。

大元 孔雀 熾盛光 葉師 尊勝 愛染王 五大尊 尊星王

六〇

一字金輪 八字文殊 金剛童子 如意輪 葉衣観音 請雨經  
安鎮 延命 四天王 北斗七星 十二天 水天 星供 冥道供  
聖天供 四天王供 千手供<sup>⑭</sup>

このうち、「玄上」を探するための「修法」は「孔雀法」であると推  
される。これは、臨時の御修法とみられる。次第は、『西宮記』「御  
修法」(巻十三「臨時一」)によると、陰陽師に日を勸じさせること  
から始まる。「禁中及吉方」において、天台真言の第一人を召して  
行われる。<sup>⑮</sup>

修法には、公の行うものと、私に行われるものがある。『江談抄』  
一五四条では、「公家」の「修法」という。

「公家」を『江談證注』は、「コウケ(『文明本節用集』)。コウカ  
とも読む。おおよげ。朝廷。」と注する。<sup>⑯</sup>

『古事談』の事例を見ると、次のようである。

① 或人云。鯛ハ雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>良葉<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>。(六九・一八頁)<sup>⑰</sup>

② 誰人、補<sub>レ</sub>頭テ、為<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>哉。(二二九・三三三頁)

③ 此間。公家差<sub>二</sub>右衛門權佐孝道<sub>一</sub>。(略)右衛門府生伊遠等。令<sub>レ</sub>  
馳<sub>二</sub>遣帥所<sub>一</sub>歸<sub>二</sub>本家<sub>一</sub>。(一五一・三九頁)

④ 公家聞召天。太上天皇ハ無<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>也。(一五一・三九頁)

⑤ 又伊周私修<sub>二</sub>太元法<sub>一</sub>。件法者、非<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>修之法也。(一  
五一・三九頁)

⑥ 人民愁之。仍公家旁雖被致祈禱。(二五七・六七頁)

⑦ 昔為公家御祈、被行八講ニケルニ。退凡下乘之、卒都婆ノ銘イカ、書タルト問タリケレバ。(二七二・七二頁)

⑧ 正三位行中務卿兼中衛大將藤原房前、奏聞公家ニ依レ勅、下ニ行大和国稻三千束。(三六一・一〇四頁)

などである。「公家」はいずれも、直接には朝廷をいい、究極的には、その主体としての天皇をいう。ここでは朝廷が「修法」を命じたのである。この経過は、『今昔物語集』のいうところとは異なる<sup>19</sup>。博雅が「清涼殿ニシテ聞ケルニ、南方ニ當テ、彼ノ玄象ヲ弾ク音有リ」と知ることは、「管絃ノ道極タル人」であることに発する。

本田氏は「博雅が玄象の探索に登場するのは『今昔』だけである。」<sup>20</sup>という。『江談抄』と『今昔物語集』の編纂目的の相違である。すなわち、『江談抄』が「公家」と「修法の力」を中心とするのに対して、『今昔物語集』は「管絃ノ道極タル人」人を中心とする。ここに、『今昔物語集』の説話の方法と、『江談抄』の言談の方法との一端を認めることができよう。

#### (四) 「朱雀門ノ鬼」のこと

「朱雀門」という名は、『延喜式』<sup>21</sup>や『儀式』<sup>22</sup>などにみえる。また、『三代実録』には、

『江談抄』「朱雀門鬼盜取玄上事。」注釈

又朱雀羅城等門。名義如何。(略)又長安南面皇城門。是謂朱雀門。又大明宮南面五門正南。曰丹鳳門。夫丹鳳朱雀。其義是一。然則以其在南方。故謂之朱雀乎。(貞觀十三年十月廿一日癸亥条)

とある。「長安南面皇城門」を「朱雀門」という、とする。その義は、「南方」に在るをもつて「朱雀」と呼ぶことにある、という。さらに、『北山抄』には、「南門」や、「朱雀門」の双方がみえる。四神のうち朱雀が南に位置することはいうをまたない。この呼称は、『続日本紀』にはみえない。「皇城門外朱雀路東西」とある。ここにいう「皇城門」は、「平安宮でいえば朱雀門にあたる」という。<sup>23</sup>「朱雀門」という名は、平安朝に定着してることがわかる。

「朱雀門ノ鬼」は、『江談抄』に、他にもみえる。一四六条「葉ニ為高名笛事」に、

又被命云。葉二者高名横笛也。號朱雀門之鬼笛是也。淨藏聖人吹笛。深更朱雀門鬼大声感之。

とある。また、『今昔物語集』巻第二十四第一に、「朱雀門ノ上ノ層ニ、冠ニテ襖着スル人ノ、長ハ上ノ垂木近ク有ルガ、吹ヲシ、文ヲ頌シテ廻ルナム有ケル」という。<sup>24</sup>

このように、「朱雀門ノ鬼」は、特に平安京において成り立つ表現である。

(五) 「修法之力」のこと

玄上を取り戻したという出来事は、「是則」以下の文によって、真相は、鬼のしわざによるものであり、修法の力によって取り戻すことができたと思え直す。

「是則：也云々」は、「江談抄」に、他に二例がある。

①七六条「行成大納言、雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>堅固物忌、依<sub>レ</sub>召参内事。」

又云。行成大納言、為<sub>二</sub>藏人頭之時。依<sub>レ</sub>堅固物忌、籠<sub>レ</sub>居里亭之間。自<sub>二</sub>禁中、稱<sub>二</sub>大切事、有<sub>レ</sub>召令<sub>二</sub>参上。時於<sub>二</sub>殿上、俄心神失<sub>レ</sub>度。乍<sub>レ</sub>恐、参<sub>二</sub>清凉殿。主上、先識<sub>二</sub>其気色。揚<sub>レ</sub>音タソアレハト被<sub>レ</sub>仰。即應<sub>二</sub>御音、稱<sub>二</sub>朝成。留<sub>二</sub>御簾限、行成入<sub>二</sub>御前、免<sub>レ</sub>此難云々。

是則、行成祖父小一条「濟時」大将與<sub>二</sub>朝成大納言、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>敵人。欲<sub>レ</sub>陵云々。

②二六九条「瑤池偷感仙遊趣。還賞<sub>二</sub>慣イ」林宗伴<sub>二</sub>李膺<sub>一</sub>「橋倚平。」

此詩省試詩也。題飛葉共<sub>レ</sub>舟輕。勒<sub>二</sub>澄陵水膺。倚平、為<sub>レ</sub>折<sub>二</sub>登省事。毎日夜々参<sub>二</sub>詣清水寺之間。於<sub>二</sub>寶前、有<sub>レ</sub>夢想。示云。今度登省ハ李膺、可<sub>レ</sub>煩云々。其事更<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>心之間。勒韻之中有<sub>二</sub>膺字。其時得<sub>二</sub>夢想之心。作<sub>二</sub>叶官<sub>一</sub>音イ韻<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>

作<sub>二</sub>李膺<sub>一</sub>。作<sub>二</sub>李膺<sub>一</sub>之輩不<sub>レ</sub>登省。仍倚平及第云々。

是則、観音之靈験也。

①の例では、冒頭の「又云」から「免此難云々」の「云々」までが一つの完結した話である。行成の不例を見咎めた天皇が、朝成を見頭わして行成の難を逃れさせたことを伝える。これに対して、「是則」以下、末尾の「云々」までの文は、行成の祖父と朝成との対立が、行成の急な不例の根底にあることを指摘している。「是則」「云々」でくくる文は、先の話の根本をいう。朝成の物怪を察知した天皇によって、行成は襲われずに難を逃れた。②の例では、倚平が省試のとき清水寺参詣の間の夢の告げによって試験に及第したという話を伝える。これに対して、「是則」と「也」でくくる文は、実は観音の利益であると、その話の根本をいう。不思議な出来事に對して、「是則」「云々」もしくは「也」でくくる形は、物怪や観音という存在の働きを指摘することで、この本質をいう表現である。

さらに、「是則」という語句は、他に三例がある。

①二七七条「一條露白庭間草。三尺烟青瓦上松。」以言。栖霞寺云題<sub>レ</sub>詩。」

以言雖<sub>二</sub>詩匠、都無<sub>二</sub>古集<sub>一</sub>時。是則、此詩心歟。

②二九六条「遊子三年塵土面。長安万里月花西。」季仲。」

一條風景月華西。是則、呈<sub>二</sub>集賢閣<sub>一</sub>之一句也。

③四二〇条「仁和寺五大堂願文事。」

又被命云。院仁和寺五大堂願文。是則、老耄之身所「思得」之句。

①は、「庭間草」の三文字が「伊周の批評のとおり、平凡にすぎ詩語とはいえない」ものであり、「その詩にはすべて古集の風体がない」ところに、大江以言の「詩心」があると批評したもの。②は、「白氏文集」の詩句が「『三集賢殿』という詩の一句」であると指摘したもの。③は、白河院の「仁和寺五大堂願文」は大江匡房が「老耄之身」となってから作ったものであることを告白したもの。④は、いずれも、取り上げた詩句を改めて捉えなおすときに、「是則」は用いられている。

玄上の行方が知れなくなり、修法することを取り戻すことができた。そのことについて、「是則…也云々」という語句をもって、出来事の根幹に人を超えた存在の力が働いていることをみてとる。そこに、「江談抄」の方法の一端がある。

#### (六) 楽器「失了」のこと

『江談抄』は、楽器「失了」のことについて、他にも記している。一四八条「小螺鈿「蚶氣繪笙イ」笛被「求出」事。」がその一つである。

『江談抄』「朱雀門鬼盜」取玄上「事。」注釈

又被「命云。小螺鈿「蚶氣繪イ」高名「笙イ」笛也。一条院御時比失了。仍旁被「祈請」之間。五七日許御湯殿下二有之。見「付之」御覽ズルニ。空以朽了。仍少々切之。其後尚其音美也云々。

これも、失われた「高名」の笛が、「祈請」が行われた結果、発見されたという。それを「一条院御時比」のこととする。一五四条は、どの時代どの天皇の代であるかということを明らかにせず、「昔」とのみ記してあった。そして、「修法之力」によって、取り戻されることとなったことをいう。『江談抄』は、玄上という楽器の紛失と出現を通して、「公家」の「修法之力」を讃美しているというべきである。

『江談抄』は、あえてどの天皇の代とはいわず、「昔」のこととする。「昔」とは特定の天皇の代に限ってのことではない。曖昧にするというよりは、「公家」に「修法之力」のあったときを「昔」という。「昔」「公家」に「修法之力」があった、そのことが、この条の伝えられる理由に他ならない。そのことは、『江談抄』の時代における公家のありさまとかかわってという。ここに改めて「公家」の存在が強調されているのである。



注

- ① 『群書類従』第二七輯、群書類従刊行会、一九三二年、五八〇頁。以下、『江談抄』本文の引用はこれによる。条の番号は、川口久雄・奈良正一校注『江談證注』勉誠社、一九八四年、による。なお、適宜、私に句読点を付した箇所がある。
- 『水言鈔』との異同は、『江談證注』によると、群書類従本に「玄上昔失了」「樓上」とある箇所、「水言鈔」ではそれぞれ「玄上者昔失了」「樓上上」とある。複製『水言鈔』古典保存会、一九二五年、をも参照した。また、『江談證注』は、「被修法」の箇所、前田本の「被修秘法」を採る(五五一頁)。なお、『江談證注』は、本文校訂において、底本とする群書類従本「被修法二七日」を、前田本によって「被秘法二十七日」と訂したとする(五五〇頁下欄注)が、「語釈」では、「十四日間」とし、「二十七日」について触れていない。また、植松茂・田口和夫・後藤昭雄・根津義「古本系江談抄注解」(武蔵野書院、一九七八年)は、「水言鈔」について、「又被命云」という語がないのが異例であるが、圏によって項目を分けた」とする(余言二〇三頁)。他の条にみえる「又被命云」「又云」に類する句が、一五三条「玄象牧場本縁事。」から一五九条「博雅三位習琵琶事。」及び一六一一条「鈴鹿河務事。」などにはない。
- ② 前出書「古本系江談抄注解」二〇二頁。
- ③ 同書、五四五頁。
- ④ 増田繁夫校注「枕草子」和泉書院、一九八七年、八六頁。
- ⑤ 山田孝雄他校注「今昔物語集」巻第二十四「玄象ノ琵琶、為鬼被取語第二十四」岩波書店、一九六二年、四卷三四頁。以下、本文の引用はこれによる。
- ⑥ 本田義憲「今昔物語集」新潮日本古典集成、新潮社、一九七八年、一
- ⑦ 松村博司校注『大鏡』師尹伝、日本古典文学大系、岩波書店、一九六〇年、九六頁。
- ⑧ 同書、九七頁。
- ⑨ 前出書①『江談證注』五四九頁、『古本系江談抄注解』二〇三頁。『古事談』四〇九条「村上天皇彈玄上廉承武聽聞事」、四一〇条「貞敏渡唐為廉承武弼事」。『古事談』国史大系、吉川弘文館、一九三三年。以下、『古事談』本文はこれによる。条の番号は、小林保治校注『古事談』現代思潮社、一八八一年、上・下巻、による。
- ⑩ 六国史、特に『日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』についてみた。ただし、『日本後紀』には事例がない。いずれも、国史大系、吉川弘文館、による。以下、六国史の引用はこれによる。また、竹居明男氏に詳細な調査がある(「わが朝廷における仏事に関する編年史料」『人文学』一四八号、一九九〇年三月。以下、同題「統の上」一五四号、一九九三年二月。同題「統の下」一五五号、一九九四年三月。これらを参考とした)。
- ⑪ 『三代実録』に、僧正宗叡の卒伝に、「奉<sub>レ</sub>為国家<sub>二</sub>。造<sub>二</sub>胎藏金剛両部大曼荼羅<sub>一</sub>。安<sub>三</sub>置<sub>二</sub>宮中修法院持念堂<sub>一</sub>。」(光孝天皇、元慶八月三月廿六日、五五五頁)とある。「胎藏金剛両部大曼荼羅」を安置した「宮中修法院」は、真言院の別名。御修法の目的は、空海「奉<sub>レ</sub>為国家請修法表」にも「奉<sub>レ</sub>為国家<sub>二</sub>をいう(渡辺照宏・宮坂有勝校注「性霊集」日本古典文学大系、岩波書店、一九六五年、一三二九頁)。
- ⑫ 「延喜式」「玄蕃寮」、吉川弘文館、一九七二年、中篇五三三頁。
- ⑬ 「新儀式」群書類従、第六輯、統群書類従完成会、一九三三年、二五五―六頁。御修法事。

御修法者。藏人一人執<sub>レ</sub>行其事。一於<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>修時。同奉<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>御衣<sub>一</sub>。向<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>。伝<sub>レ</sub>仰旨於阿闍梨令<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之。召<sub>レ</sub>仰内藏寮<sub>一</sub>之。録<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>用之雜物<sub>一</sub>進<sub>レ</sub>之。即奏聞下<sub>レ</sub>給上卿。此間仰<sub>二</sub>四衛府並近江國<sub>一</sub>。停止<sub>二</sub>日次御贄<sub>一</sub>。「諸衛以<sub>二</sub>生菜類<sub>一</sub>相代進<sub>レ</sub>之。御淨食日亦同。」初夜後夜時。阿闍梨率<sub>二</sub>番僧<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>仕加持<sub>一</sub>。「東廂御障子北戸前爲<sub>二</sub>阿闍梨座<sub>一</sub>。遍<sub>二</sub>御格子<sub>一</sub>敷<sub>二</sub>番僧座<sub>一</sub>。御結願日。撤<sub>二</sub>昼御座<sub>一</sub>。垂<sub>二</sub>母屋御簾<sub>一</sub>。南第三間鋪<sub>二</sub>畳<sub>一</sub>。終日。御結願後加持。先撤<sub>二</sub>昼御座<sub>一</sub>。垂<sub>二</sub>母屋御簾<sub>一</sub>。東廂南三間遍<sub>二</sub>御簾<sub>一</sub>鋪<sub>二</sub>畳<sub>一</sub>一枚。爲<sub>二</sub>阿闍梨座<sub>一</sub>。其間遍<sub>二</sub>東邊<sub>一</sub>鋪<sub>二</sub>畳<sub>一</sub>。南壁下。西折鋪<sub>二</sub>一枚<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>番僧座<sub>一</sub>。畢別賜<sub>二</sub>布施於阿闍梨<sub>一</sub>。「藏人頭。若近衛次將執<sub>レ</sub>之。僧銅白掛。凡僧紅染掛。又或賜<sub>二</sub>度者<sub>一</sub>。近衛次將進<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>示給由<sub>一</sub>也。」

⑭ 『拾芥抄』 故実叢書、吉川弘文館、一九五二年、四五〇頁。

⑮ 『禁秘抄』 は「御折」について、「於<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>殊御折者、孔雀經法也」といふ。(故実叢書、吉川弘文館、一九五二年、二二九頁。ただし、「二季」に決まつて行われるものと、「依<sub>レ</sub>時且隨<sub>二</sub>阿闍梨中<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行」る臨時のものがある。『禁秘抄考註』は、「孔雀經法」を修する目的は、災難、すなわち災旱、疾疫、鬼魅、厭禱、要毒に対して、「一七七日」にわたるとする。(同書、二二二頁)。

⑯ 『西宮記』 故実叢書、吉川弘文館、一九五二年、第二卷、三三三頁。

頭若藏人奉勅、仰候所陰陽師、令勘申日時奏聞、仰阿闍梨令支出度、仰内藏寮令進請奏、々下上卿、上卿下升、々下史賜官旨諸司、令催渡分物等、自納殿賜雜香等、於禁中及吉方被修、(豊楽院殿敷)、武徳院、神泉・(苑一)・左近府、式院等之類也。)召天台真言第一人、有障者召他僧、於別所被修之時、藏人持御衣向法所、結願日、近衛府若殿上四位賜祿、行事僧以卷数付行事藏人、々々奏聞、

また、『北山抄』は、卷第九「雜事」に「御修法」を(故実叢書、吉川

弘文館、一九五四年、五五〇頁)、『侍中群要』は、第七「臨時儀式事」として「御修法」を挙げ、次第について記す(続々群書類従、第七輯、続群書類従完成会、一九六九年、四二六頁)。なお、『禁秘抄』は、「御修法」について、

於<sub>二</sub>便所別殿<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行之時<sub>二</sub>有<sub>二</sub>渡御<sub>一</sub>、初夜結願又中<sub>二</sub>モ任<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>、其日御精進也、若俄御修法朝供<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>、過<sub>二</sub>六時<sub>一</sub>有<sub>二</sub>渡御<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>時御湯殿御引直衣張袴(或生袴)供<sub>二</sub>御草鞋<sub>一</sub>、乍<sub>二</sub>御袴<sub>一</sub>踏入也、敷<sub>二</sub>筵道<sub>一</sub>頭中將(或次將)取<sub>二</sub>御殿御劍<sub>一</sub>前行一束帶若直衣、殿上人候<sub>二</sub>脂燭<sub>一</sub>、頭候<sub>二</sub>御共<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>御聽聞所<sub>一</sub>主上或持<sub>二</sub>給<sub>一</sub>念珠、立<sub>二</sub>廻<sub>二</sub>太宗御屏風<sub>一</sub>供<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、御剣役人候<sub>二</sub>屏風際<sub>一</sub>、御修法畢還御、又初夜後還<sub>二</sub>御本殿<sub>一</sub>(在<sub>二</sub>舊記<sub>一</sub>)、御加持參<sub>二</sub>三間<sub>一</sub>、結願御加持或召<sub>二</sub>中殿<sub>一</sub>垂<sub>二</sub>母屋御簾<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>第三間<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>阿闍梨座<sub>一</sub>、伴僧在<sub>二</sub>石灰壇<sub>一</sub>、頭仰<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>、又說御加持之後仰<sub>レ</sub>之。

(『禁秘抄考註』 故実叢書、吉川弘文館、一九五四年、二二八頁)といふ。真言院以外の便所で修法が行われるときには、天皇の出御がある。頭中將が御剣をもって前行する。天皇は念珠をもって、「太宗御屏風」を立て回した御座に入る。御修法終了後、「結願御加持」を行う、というものである。

⑰ 『江談抄』には、他に一例、一七三条「隨身者公家寶也事」に、「故帥大納言常談云。隨身者公家寶也。(二五八四頁)とある。これについて『江談證注』は、「公家」を「くげ」と訓み(訓読、六〇二頁)、『古本系江談抄注解』は、公家(くげ)朝廷。天皇。(語釈、三二〇頁)とする。この訓みはなお考えたい。なお、『続古事談』にも二例がある。同義である。

(1) 公家大教オコナヒ給ケリ。(群書類従、第二七輯、続群書類従完成会、一九三三年、七九・六五七頁)

- (2) 獄ヨリトリイデテキテユクトテ葬礼シテ念仏僧グシテユキケレバ。公家トガメ仰ラレテ。檢非違使過狀タテマツリケルトゾ。(同書、一六四・六九一頁)
- 18 前出書⑨。
- 19 前出書⑤、三一四頁。
- 20 前出書⑥、一七九頁。
- 21 「式部省引三刀祢二列三朱雀門外。」〔延喜式〕「彈正台」国史大系、吉川弘文館、一九八七年、後篇九〇七頁。
- 22 「先」此神祇官陳三祓物朱雀門前路南。」〔儀式〕「大祓儀」故実叢書、吉川弘文館、一九五四年、一四五頁。
- 23 「三代実録」国史大系、貞觀十三年十月廿一日癸亥条、吉川弘文館、一九七三年、前篇一九九頁。
- 24 「同(天徳)四年、立幄西对南庭、天安例、装束南門及二条大路、而依無便宜、於此設之。」〔北山抄〕卷第二「荷前事」、故実叢書、吉川弘文館、一九五四年、三一六頁。
- 25 「北山抄」卷第二「大祓事」、同書、二九〇頁。
- 26 青木和夫他校注「続日本紀」和銅三年正月、新日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年、一巻一五八頁。
- 27 同書、四〇六頁補注。
- 28 前出書⑤、四卷二七八頁。
- 29 前出書①「江談證注」八六九頁。
- 30 同書、九一四頁。
- 31 同書、一一九三頁。
- 32 「糸竹口伝」は「琵琶寶物。」として、「一條院(六十六)御字寛弘ノ比、失ニケリ。」とする話を載せる(「糸竹口伝」群書類従、第二十五輯、統群書類従完成会、一九三二年、一四五頁)。「江談抄」と特に異なる点

は、「宣命ヲ以テ勅使ヲ向」わせた点である。「勅命ノガレガタシ」と声  
がして玄象を降ろす。「鬼神」も「勅命ニ恐レガレザラント云コトナシ」  
であった。鬼は天皇の勅という直接的な力によって降伏させられる。